

環境建設委員会記録

1 日 時 令和元年9月13日(金)
午前 9時57分 開会
午前10時30分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	高塚 広義	副委員長	白川 誉
委員	神野 恭多	委員	小野 辰夫
委員	藤田 豊治		

4 欠席委員

委員 大條 雅久

5 説明のため出席した者

・市長	石川 勝行		
・上下水道局			
局長	庄司 誠一	総括次長(企業経営課長)	三沢 清人
次長(工務課長)	丹下 輝彦	次長(下水道建設課長)	秋月 剛
次長(企業総務課長)	高橋 司	水源管理課長	曾我部 浩樹
参事(下水道処理場長)	久門 信一	水源管理課主幹	村尾 裕
企業経営課主幹	岡部 文仁		
・環境部			
部長	小山 京次	総括次長(河川水路課長)	牧谷 和弘
河川水路課技幹	山下 武		
・建設部			
部長	高須賀 健二	総括次長(国土調査課長)	石川 演男
技術監	太田 豊	次長(建築指導課長)	丹 一仁
建築指導課主幹	高山 裕史	道路課長	三谷 公昭
道路課技幹	高橋 宣行		

6 委員外議員

議員 片平 恵美

7 議会事務局職員出席者

議会事務次長 飯尾 誠二

議事課調査係長 神野 瑠美

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前 9時57分

●高塚委員長：〈開会挨拶〉

○市長：〈挨拶〉

◎上下水道局関係

口議案第74号 令和元年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）

○三沢上下水道局総括次長(企業経営課長)：〈説明〉

〈質 疑〉 な し

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

口議案第75号 令和元年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○三沢上下水道局総括次長(企業経営課長)：〈説明〉

〈質 疑〉

●神野委員：近年のゲリラ豪雨に対応するための工事か。

○秋月上下水道局次長(下水道建設課長)：港町雨水ポンプ場の4号ポンプの原動機において異常が発見され、製造メーカーで状況確認いただいた結果、昭和38年に設置されたポンプであるため修理部品等の調達もできないことから、現状は梅雨や台風に備えてリースで代替え措置をしている状況であるが、今回の工事はそれを最終的に復旧するための工事である。

●神野委員：他のポンプも同時期に整備されたものか。

○秋月上下水道局次長(下水道建設課長)：港町雨水ポンプ場には4台のポンプがあり、今回異常の出た4号ポンプは昭和38年設置であるが、これと同時期に設置した同様の500のポンプがもう1台ある。残りの500の水中ポンプは平成5年に設置、もう1台700のポンプは昭和57年に設置したものである。今回の4号ポンプともう1台が設置後約50年余り経過しているという状況である。

●神野委員：引き続きもう1台も更新する予定か、それとも壊れるまで待つのか。

○秋月上下水道局次長(下水道建設課長)：ポンプについては、雨水対応で突発的な対応が求められるの

で当然故障のないよう管理上、予防保全により一定程度のところ更新できるのが最善だが、ポンプは非常に高価なものであり、今回も1台更新するのに非常に高額な予算がかかるということもあり、基本的には通常のメンテナンスと定期的なオーバーホールで常時状況を確認しながら、どうしても補修対応では厳しいとなった場合に更新していくというのが現状である。

●高塚委員長：設置後50年となると交換部品はあるのか。

○秋月上下水道局次長(下水道建設課長)：メーカーによって何年程度部品がストックされているか、生産されているかはまちまちであるが、50年を超えると大部分のメーカーが厳しいのではないかといい状況である。実際今回も直接メーカーに見ていただいた上で、当時のきちとした図面があれば作って調達することも決して不可能ではないが、今回のものについてはそれすらできない状況であり、今後他の所についてもそういった事態が発生することは予想されるため、そのあたりは今後メーカーへの聞き取りを行い、異常があった時にどう対応するかは検討していきたい。

<討 論>

●神野委員：ポンプ設置後50年も経過しているのであれば、計画的に更新できるように前向きに進めていただくことを要望して賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時10分／再開 午前10時12分

◎環境部関係

□議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算(第2号)

○牧谷環境部総括次長(河川水路課長)：<説明>

<質 疑>

●神野委員：一般下水路整備事業について、どの河川も堆積土砂がすごい状態であるが、今後計画的にこういう土砂撤去工事を行ったり、県の河川であってもしっかり要望を掛けていく必要があると思うがそのあたりの予定があればお伺いしたい。

○牧谷環境部総括次長(河川水路課長)：県の管理河川については、管理している東予地方局河川港湾課に要望をお伝えするとともに、河川港湾課でも現状調査を行い、計画的にしゅんせつを行っていただいているところである。また、市の河川についても台風シーズン前には市職員が河川パトロールを実施し、定期的にしゅんせつをしているところを含め、異常のあるところについてはしゅんせつを行うこととしている。また、地元からの要望に基づき、しゅんせつや水草等詰まりの原因になるものも除去している。

●神野委員：草が生えて、河川の清掃ができない状況で、地元ではどうにもならない場合は水草除去の要望も受け入れていただけるのか。

○牧谷環境部総括次長(河川水路課長)：今まで深い水路や広い河川においても堤防等の除草ができてい

たが、高齢化や人手不足でできないという情報は地元の方から多々受けており、市の管理河川については、限りある予算ではあるができる限り市の方でも対応を考えており、こういった委託料で実施しているところである。

*後刻一括採決

休憩 午前10時15分／再開 午前10時16分

◎建設部関係

□議案第62号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○丹建設部次長(建築指導課長)：＜説明＞

＜質 疑＞

●神野委員：手数料が発生するのは開発許可の申請時か、許可時か。

○丹建設部次長(建築指導課長)：開発許可申請時である。

●神野委員：消費税増税前の駆け込みにより増加は見られるか。

○丹建設部次長(建築指導課長)：大きな変化は見受けられない。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

□議案第63号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○丹建設部次長(建築指導課長)：＜説明＞

＜質 疑＞

●神野委員：第4条(3) 災害その他特別の利用による市長が必要と認めるとき、という部分がなくなるがこういった柔軟性をなくしても大丈夫なのか。

○丹建設部次長(建築指導課長)：第4項として追加されるためその部分がなくなるわけではない。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

□議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算(第2号)

○石川総括次長(国土調査課長)：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

閉 会 午前 10時30分 閉会

環境建設委員会付託案件表

令和元年9月13日

○上下水道局関係

議案第74号 令和元年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第75号 令和元年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○環境部関係

議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中

ページ

歳出 第4款 衛生費 4・31・32

○建設部関係

議案第62号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第8款 土木費

第2項 道路橋りょう費 4・35